

令和 7 年度協同組合等検査方針

秋田県農林水産部長

農業協同組合法第94条第 4 項、水産業協同組合法第123条第 4 項、森林組合法第111条第 4 項及び農業保険法第209条第 2 項の規定に基づく、令和 7 年度の農業協同組合、漁業協同組合、森林組合（以下「協同組合」という。）及び農業共済組合に対する常例検査は、次の方針等により実施する。

なお、検査に当たっては、検査対象者の負担軽減に配慮することとする。

1 基本方針

（１）法令遵守態勢、不祥事件等防止策、財務の健全性の確保策等の重点検査

法令等遵守態勢の確立、不祥事件等（役職員の関与した犯罪行為、各種法令等に違反する行為、機微情報・個人情報への漏えい等）の再発防止、財務状況の健全性の確保等について引き続き重点的に検査を行う。

（２）重要なリスクに焦点を当てたメリハリのある検査

検査対象者の設立目的、事業内容、財務状況、過去の検査結果等を踏まえ、リスクの所在を分析することにより、経営上の重要なリスクや共通する課題に焦点を当てたメリハリのある検証を実施する。

また、社会的影響の大きい検査対象者、事業運営等の面で改善の必要性が高いと認められる検査対象者については、検証範囲、投入人員等の面で重点的に検査を実施し、それ以外の検査対象者については、部分検査を積極的に活用する。

具体的には、協同組合の常例検査は、全面検査と部分検査を、原則として、交互に 2 年に 1 回の周期で実施するものとし、毎年、全ての協同組合の検査を実施する。

（３）問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明

検査対象者ごとのリスクカテゴリーに応じた内部統制又はガバナンスの不備・欠陥やリスク管理上の問題点を重点的に検証するとともに、検査対象者が指摘の趣旨を正しく理解し改善に着手できるよう双方向の議論を行うことにより、効率的かつ効果的な検査を実施する。

（４）検査対象者の負担の軽減

検査に当たっては、検査対象者から提出を受ける資料の軽減に配慮するとともに、検査対象者の規模や事務負担を考慮した資料提出期限を設定する。

2 検査実施予定協同組合等

令和7年度の常例検査の実施予定協同組合及び農業共済組合は、別紙「令和7年度常例検査実施組合」のとおりとする。

なお、県から国へ実施を要請する要請検査は、不祥事件の再発を防止するため等、特別に必要と認められる場合において、その要請を行うものとする。

3 検査の実施要領

検査は、秋田県農業協同組合等検査要綱、秋田県水産業協同組合等検査要綱、秋田県森林組合等検査要綱及び秋田県農業共済組合検査規程に基づくほか、次のとおり実施する。

(1) 検査の効率化、有効化

検査の実施に当たっては、事前に財務内容や経営上の問題点、業務内容等を分析、検討し、被検査協同組合及び被検査農業共済組合の業務状況に応じ、検査事項を重点化するなどして、検査の効率化、有効化を図るものとする。

また、農業協同組合の部分検査については、過去数年の検査結果等を踏まえながら対象部門を決定するほか、必要により関連部署も対象とする。

(2) 特別検査員、非常勤嘱託検査員

大規模な協同組合や子会社を有し連結決算を行う協同組合の検査においては、「秋田県農業協同組合等特別検査員設置要綱」に基づき設置する公認会計士による「農業協同組合等特別検査員」を検査に加え、検査内容の充実を図ってきたところであるが、検査対象組合を概ね実施したこと及び農業協同組合法の一部改正による公認会計士監査の導入に鑑み、当面、特別検査員による検査を割愛する。

また、「非常勤嘱託検査員」として金融機関等OB職員を採用し、そのスキルを活用して職員削減の影響を最小限に抑えるとともに、検査水準の更なる向上に努めるものとする。

(3) 現地講評

検査によって明らかになった改善を要する事項について、検査終了後、現地において当該被検査協同組合及び当該被検査農業共済組合の役職員に対し、当該検査の検査員が口頭により講評を行うものとする。

なお、現地講評には、検査結果の状況により、当該組合の県の指導監督担当部署の職員が立ち会うこととする。

(4) 検査書の交付

検査結果については、被検査協同組合及び被検査農業共済組合に対し「検査書」の交付をもって通知する。

なお、特に重大な場合、又は緊急を要する場合にあっては、協同組合及び農業共済組合の責任者に出頭を求め、検査書を手交することとする。

(5) 指摘事項の改善

検査の結果において、改善を要する事項として指摘した事項については、検査員は、必要に応じて、その是正・改善等の指導に可能な範囲で協力する。

また、組合から指導部署に対して提出される指摘事項に対する回答を確認することにより、改善への取組方針を把握するとともに、必要に応じて指導部署と意見交換を行う。特に、前回検査指摘事項の改善が認められない組合や重大な指摘事項が検出された組合については、指導部署との連携を強化した対応を求めることとする。

4 重点検査項目

検査に当たっては、本県における過去の指摘事項及び農林水産省大臣官房検査・監察部長が定める「令和7年度検査方針」を勘案し、次の事項に重点をおいて検査を行う。

なお、協同組合及び農業共済組合には、自身によるリスク管理やコンプライアンスの徹底が求められており、検査に当たっては、その管理態勢の自主的構築を促すよう配慮するものとする。

(1) 経営管理（ガバナンス）態勢の検証

- ア 適正なガバナンスの確立、内部統制の適切な機能等（複数のリスクカテゴリーにわたる遵守態勢等を含む。）
- イ 経営方針・経営計画の適正整備等（経営の将来見通しや経済情勢の変化等に対応した取組等を含む。）
- ウ 子会社等に係る法令遵守態勢の適正整備等
- エ 内部監査の適切な実施、監事監査の適切な実施等（内部監査部門の独立性の確保措置を含む。）

(2) 法令等遵守態勢等の検証

- ア 自己資本の基準の適合
- イ コンプライアンス意識醸成への取組
- ウ 不祥事件等のリスク事案への適切対応
- エ 不祥事件等のリスク事案再発防止への取組

(3) 利用者保護等管理態勢の検証

- ア 利用者からの問合せ、苦情に対する適切な対応態勢（対応窓口の設置、記録、処理等）の整備とその適切な運用
- イ 実効性ある利用者保護の実現に向けた主体的な内部管理態勢及び利益相反のおそれのある取引に関する管理態勢の構築の状況

(4) 財務管理態勢（資産管理態勢）の検証

- ア 帳簿等の適正な作成・管理と適正な財務諸表の作成
- イ 未収債権等の査定及び名寄せ、棚卸資産の管理及び評価、固定資産の減価償却及び諸引当金の繰入等の適正実施
- ウ 収益認識に関する会計基準を採用した場合の適正な会計処理

(5) リスク管理態勢の検証

ア 協同組合の各事業（信用事業、共済事業、経済事業等）及び農業共済組合の事業の適切なリスク対応管理態勢の整備とその運用

特に農業協同組合事業の以下の事項について検証する。

（ア）貯金事務に係る代表者変更や喪失等の手続について

①貯金事務の代表者変更届や通帳・印鑑・証書の喪失等に係る事務手続の適正な実施

（イ）米の共同計算について

①要領や経理規程、職制規程等に基づく適正な運営・精算の実施

②帳簿・資料等の保存

③共同計算米の在庫状況や共同計算の運営・精算についての定期的な監査の実施

④理事会等による共同計算に係る審議、決定、検証等の実施

（ウ）共済金等支払事務手続の適正な実施

①不祥事件等のリスク事案について、発生要因の適切な分析と内容を踏まえた再発防止策の実施

5 その他の事項

（1）前例にとらわれない事務処理

必要性が高く、残すべき検査手法、例えば現物実査における無通告検査を引き続き実施する一方で、関係法令の改正やバーゼルⅢ等の国際会計基準等の動向、検査を取り巻く環境の変化に対応できるよう、従来の検査手法の可否や徴求資料等の要否を柔軟に判断し決定していくこととする。

（2）検査体制等の充実

厳しい財政状況にあっても、検査レベルを維持しながら、より効果的に検査を実施するため、常例検査における全面検査や部分検査の適用のあり方、限られた検査日数における有効な検証資料の抽出、その他検査手法等についても検討する。